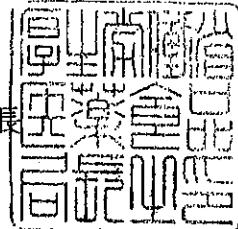


薬食発0414第1号
平成23年4月14日



各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第50号）が別添のとおり平成23年4月14日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる9物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- 1-(4-イソプロピルスルファニル)-2,5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- N-エチル-N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]プロパン-1-アミン及びその塩類
- 1-(3-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- (4-メチルナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- 2-(2-メチルフェニル)-1-(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)エタン-1-オン及びその塩類
- (2-メチル-1-プロピル-1H-インドール-3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- 1-(4-メトキシナフタレン-1-イル)(1-ペンチル-1H-インドール-3-イル)メタノン及びその塩類
- 1-(4-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- [1-(2-モルフォリノエチル)-1H-インドール-3-イル](ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1.に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

（2）法第69条第3項に規定する試験の用途

（3）法第76条の6第1項に規定する検査の用途

（4）犯罪鑑識の用途

（5）（1）から（4）までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成23年4月14日）から起算して30日を経過した日（平成23年5月14日）から施行すること。



印 刷
集・編
独立行政法人国立印刷局

- 砂防法第一条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
(国土交通三九四)
- 砂防法第一条の土地を指定する件
(同三九五)
- 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件
(防衛八七、八八)
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
(関東地方整備局二二七)
- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局一五二)
- 道路に関する件
(四国地方整備局四一、四二)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働五〇)
- 銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件
(金融厅三九)
- 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件
(総務一五五)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件
(法務一八三)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇)
- 保安林の指定をする件
(農林水産七七七・七九二)

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成二十三年度外務省専門職員採用試験の受験手続に関する特例の公告(外務省)

争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

国家試験

内閣 国税厅 文部科学省 文化厅
海上保安庁
(瀬戸内海広域漁業調整委員会)
(瀬戸内海広域漁業調整委員会)

官厅事項

「官厅報告」

〔告示〕

〔人事異動〕

〔省令〕

〔日次〕

- 砂防法第一条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
(国土交通三九四)
- 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件
(防衛八七、八八)
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
(関東地方整備局二二七)
- 都市計画に関する件
(近畿地方整備局一五二)
- 道路に関する件
(四国地方整備局四一、四二)
- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働五〇)
- 銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件
(金融厅三九)
- 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件
(総務一五五)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件
(法務一八三)
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇)
- 保安林の指定をする件
(農林水産七七七・七九二)

官厅	財团、司法書士懲戒処分関係
裁判所	相続、公示催告、失踪、除權決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係
特殊法人等	総務省共済組合定期の一部変更関係
会社その他	会社その他の

〔資料〕
閣議決定等事項
〔公 告〕
〔諸事項〕

〔省令〕
○厚生労働省令第五十号
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年四月十四日

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中第五十一号を第六十号とし、第五十号を第五十九号とし、第四十九号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十八 「—(二)モルフオリノエチル」
「H—インドール—三イル」(ナフタレンー¹イール)メタノン及びその塩類
第一条中第四十八号を第五十六号とし、第四十七号を第五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十五 一一(四-メトキシフェニル)-¹イード¹メチルアミノ)プロパン—¹オノン及びその塩類
第一条中第四十六号を第五十三号とし、第四十五号を第五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十二 一一(四-メトキシフェニル)-¹イード¹メチルアミノ)プロパン—¹オノン及びその塩類
第一条中第四十四号を第五十号とし、第三十九号から第四十三号までを六号ずつ繰り下げ、第三十八号を第四一号とし、同号の次に次の三号を加える。
四十二 (四-メチルナフタレンー¹イール)
(¹-ベンチル-¹H-インドール-三-イール)
ル)メタノン及びその塩類

四十三二一(二)メチルフェニル)一一一
 (一)ベンチル-ヒンドール-三-イ
 ルエタン-一-オン及びその塩類
 四十四(二)メチル-ブロビル-ヒ
 インドール-三-イル)ナフタレン-一-イ
 ルメタノン及びその塩類
 第一条中第三十七号を第四十号とし、第三十四号から第三十六号までを三号ずつ繰り下げる。第三十三号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。
 三十六一(三)フルオロフェニル)一一一
 (メチルアミノ)プロパン-一-オン及びその塩類
 第一条中第三十二号を第三十四号とし、第十六号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げる。第十五号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 十七N-エチル-N-(五-メトキシ-パン-一-イ
 パン-一-アミン及びその塩類
 第一条中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げる。第七号の次に次の二号を加える。
 八一(四)イソプロピルスルファニル
 二・五ジメトキシフェニル)プロパン-一
 二アミン及びその塩類
 この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告 示

○金融庁告示第三十九号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 変更前の名称 全国銀行協会
 二 変更後の名称 一般社団法人全国銀行協会
 三 変更の年月日 平成二十三年四月一日

金融庁長官 三國谷勝範

登録番号及び登録年月日
 第百八十三号 平成二十六年三月二十八日
 満了の年月日 平成二十三年四月十四日
 法務大臣 江田 五月
 認証紛争解決事業者の名称及び住所
 福岡市中央区城内一番一號
 福岡県弁護士会

登録の種類
 株式会社インテック
 登録の有効期間
 平成二十六年三月二十八日
 情報通信ネット A c e T e l e n e t
 ワークの名称

○法務省告示第三百八十三号
 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
 (平成十六年法律第二百五十一号)第五条の規定に基づき、次者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第十号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

年三月二十二日付けをもって次のとおり登録を更新したので、規程第十条第三項において準用する規程第八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月二十二日付けをもって次のとおり登録を更新する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年四月十四日
 一 厚生労働省 厚生労働省告示第三十九号
 二 環境省 環境省告示第十一号
 三 財務省 財務省告示第三十九号
 四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十条の七十八第一項の規定に基づき、同法第五十二条の六十二第一項の規定により紛争解決等業務を行う者として指定した全国銀行協会から名称の変更の届出があつたので、同法第五十二条の七八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。